

～役員貸付金解消プランのご案内～

<https://www.fp-one.co.jp/>



株式会社エフピー・ワン・コンサルティング

代表取締役 竹内 一信

経営革新等支援機関

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-4-3坂田ビル3F

TEL03-3556-9661 FAX03-3556-9662

E-mail:takeuchi@fp-one.co.jp



1. 会社概要・代表者プロフィール



株式会社エフピー・ワン・コンサルティング



代表取締役 竹内 一信

代表者	竹内 一信
所在地	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-4-3坂田ビル3階 電話:03-3556-9661 FAX:03-3556-9662
資本金	1,500万円
設立年月日	平成14年3月6日
事業内容	ファイナンシャルプランニング業務・生命保険損害保険代理店 教育各種セミナーの企画運営・各種士業紹介
保有免許 資格等	経営革新等支援機関(関財金1第550号2019関東認第2798号) 1級FP技能士第F210008208
平成4年	明治大学法学部卒業 朝日信用金庫入庫
平成9年	朝日信用金庫純新規セールスコンクール法人部門優勝(400名参加)
平成10年	アイエヌジー生命保険(現エヌエヌ生命)入社
平成14年	有限会社エフピー・ワン・コンサルティング設立 (平成16年株式会社に組織変更)
平成25年～	経営革新等支援機関認定 創業補助金(最高200万)採択・受給支援:約70件 ものづくり補助金(500万～3,000万)採択・受給支援:約40件 日本政策金融公庫(100万～2,000万)融資支援:約90件

本資料の著作権は、原則として、株式会社エフピー・ワン・コンサルティング(以下、「弊社」といいます)が所有しています。
著作権法に定められた範囲内において使用する場合を除き、弊社に無断で本資料を複製、転載、改変、編集、頒布、
販売等することはできません。

2. 今日お伝えしたいこと

①「役員貸付金問題」との出会い
(信用金庫時代に苦慮した話・・・)

②役員貸付金を取り巻くいろいろ
(なぜどんな原因で発生するか・考えられる解消法)

③役員貸付金解消プランの仕組み公開
(仕組みと取り組み条件)

④役員貸付金解消プラン導入のメリット
(本プラン導入の成功事例を公開)

3. 「役員貸付金問題」との出会い(25年以上前～)

<信用金庫融資営業時代(平成8年頃)>

- ①お客様から決算書を預かる
- ②預かった決算書の内容を評価するため本部へ決算書を送付
⇒**財務登録**という手続き(現在でいう「スコアリング」)
- ③本部のお偉方(審査部長)から「(役員貸付金が)増えてるじゃないか！」というお叱りの電話と「抜本的な改善策がないと以降の融資は不可！」なる警告
- ④「毎月の役員報酬から返済させて解消に努めるよう指導します」と答えるも翌年の決算書で貸付金また増えている…**要注意先転落！**

 当時はなぜ「役員貸付金」がそんなに悪いのかよくわからず

4. 「役員貸付金」の発生パターン

業種	発生パターン	備考(こんな会社・社長)
建設業・不動産業に多い	受注を獲得するために紹介者や相手先にマージンを払う ⇒領収書が切れない	
業種問わず	業績の兼ね合いや黒字化のために役員報酬を低めに設定するも 足りないため生活費や教育費に流用	教育費の流用は「医療法人」に多い
業種問わず	新規事業を立ち上げるために法人のお金を流用 うまくいかずつぎ込んだ結果、役員貸付金が多額に	本体の会社の業績はまずまずの会社に多い
業種問わず	領収書がたまってしまい、内訳が不明化 結果仮払いの処理となりやがて多額の「役員貸付金」となった	顧問税理士の関与度合が薄い先 税理士の対応が杜撰な先に多い
IT系の会社に多い	接待などが多く「接待交際費」に計上しづらいお金が「役員貸付金」として多額となった	若くて元気がいい社長
業種問わず	経営する会社のお金を流用して株やFXに投資 損失が重なり「役員貸付金」が多額となった	本体の会社の業績はまずまずの会社に多い
業種問わず	知人や従業員から借金を頼まれやむなく会社のお金を流用し 「役員貸付金」となってしまったケース	人がいい社長
業種問わず	住宅ローンを組もうとするも自己資金が足りないため会社のお金を流用	
業種問わず	先代が作った「役員貸付金」を相続	
業種問わず	個人事業主から法人なりした際、役員貸付金として計上せざるを得ない勘定があった	

➡ ?もあるが、経営邁進・努力の結果発生したものも多い。

本資料の著作権は、原則として、株式会社エフピーワン・コンサルティング(以下、「弊社」といいます)が所有しています。
著作権法に定められた範囲内において使用する場合を除き、弊社に無断で本資料を複製、転載、改変、編集、頒布、
販売等することはできません。

5. 役員貸付金とは。なぜ嫌われるか(貸借対照表より)

<役員貸付金とは>

社長や役員が経営する会社のお金を個人に流用したときに決算書上資産の部に計上。貸付金には認定利息がある(雑収入)ので税金の対象

～役員貸付金がある会社の貸借対照表～

資産	負債
流動資産	
現・預金 〇〇〇円	
売掛金 〇〇〇円	
役員貸付金5,000万円	
	純資産の部 3,500万円

役員貸付金は金融機関がもっとも嫌う指標。
かつての金融検査マニュアルでも
役員貸付金は自己資本から減額と厳しく明記。
この会社の自己資本額は3,500万円ではなく、
3,500万円-5,000万円=△1,500万円の債務超過

～役員貸付金がある会社の損益計算書～

※設例:わかりやすいため営業利益0円

売上高	10,000万円
仕入れ	5,000万円
販管費	5,000万円
営業利益	0円
雑収入	約100万円
経常利益	100万円
法人税	約25万円
当期利益	75万円

役員貸付金5,000万円×認定利息2%
=100万円が雑収入。
税率25%として25万円の税金
⇒もらっていないお金に税金賦課
⇒払っていないので「未収入金」として
元本に加算

6. “コロナ別枠融資”でも嫌われた「役員貸付金」

①2期連続赤字の会社⇒別枠融資○

②債務超過の会社⇒別枠融資○

③公庫・協会枠いっぱいの会社⇒別枠融資○

④黒字だけど役員貸付金がある会社
⇒否決×もしくは大幅減額

7.考えられる(これまでの)「役員貸付金」解消法

①毎月役員報酬から少しずつ返済
⇒時間がかかる。元本減らず金融機関の評価変わらない

②「役員貸付金」を一括返済できる金額まで役員報酬UP
⇒払えるだけの業績UPが難しい。所得税・住民税50%

③個人で銀行や信用金庫から融資を受ける
⇒そもそも受けられるか？担保？
⇒受けられても法人の融資枠に影響。CIC(個人信用情報)に影響

④退職金支給時に相殺
⇒そもそも退職金支給時まで貸付金が残るうえに老後資金がなくなる

➡ 根本的な解決につながる「いい方法」はないのか・・・

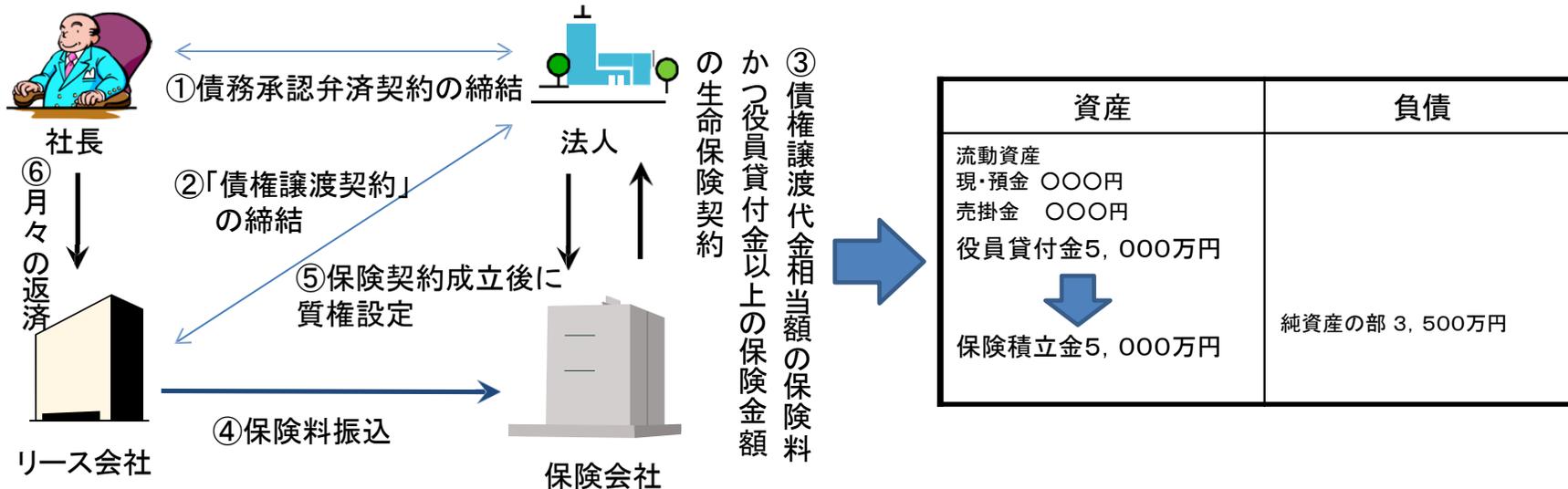
8. 「役員貸付金」解消プラン！とは

①リース会社が法人が社長に対して保有する
「役員貸付金」を買い取る(債権譲渡)
⇒債権者がリース会社になる

②買い取り代金で法人名義の生命保険に加入
生命保険成立後に質権を設定する
⇒貸借対照表「役員貸付金」が全額「保険積立金」になる

③社長はリース会社に「口座振替」で毎月返済
※最長返済期間15年。3,000万円超の場合20年まで検討
返済が終われば質権設定していた生命保険の返戻金は
運転資金や退職金の原資として使うことができる

9. 「役員貸付金」解消プラン！仕組み



①取締役会承認の「貸付金」追認と「債務弁済契約」の締結

②本スキームを取り扱うリース会社と当該法人間で債権譲渡契約

③債権譲渡代金相当額の保険料かつ役員貸付金額以上の保険金額の生命保険に加入（保険料はリース会社が立替払い）

④～⑥保険契約成立後に質権を設定し
社長はリース会社に毎月「口座振替」で返済していく

➡ この流れで決算書上の「役員貸付金」は一括で「保険積立金」に変わり返済も確立する。万が一の事業保障もあり金融機関の評価も改善。返済が終われば有益な資金として活用可

10. 「役員貸付金解消プラン」の歴史と現状

①当初はリース会社が社長に融資する形で実施されていた
(1990年代～取り扱いリース会社・商品供給保険会社ともに10社超)

②貸金業法の改正で「融資形態」だと清算できる金額が厳しくなるとともに
リース会社の不正事件が同時にあったためプラン撤退(2010年頃)

③現在の「債権譲渡プラン形態」で取り扱い再開(2011年～)も
「デフォルト率」(プラン実行先の倒産やプランの解約)が高く
リース会社および保険会社が本プランから軒並み撤退(~2018年)

④現在は取り扱いリース会社1社

→ 今のリース会社が撤退したらこのプランができなくなる・・・
∴一生懸命告知しております！！

11. 「役員貸付金解消プラン」のメリット・デメリット

メリット	デメリット
1. 金融機関が一番嫌いな「役員貸付金」が「保険積立金」に変わるので格付けUP 資金調達力UPにつながる	1. 新たな返済負担が発生する。 (返済のために報酬を増やせば税負担増)
2. 返戻率が高い(支払った保険料の90%前後が戻る) ∴返済が終われば 運転資金や退職金の原資になる	2. リース会社に支払う金利はやや高い (清算金額により3.5%~4.5%くらい) ※報酬を増やして清算した場合の税負担よりははるかに少ない
3. 生命保険なので「事業保障」がある	3. 途中でやめた場合残債は役員貸付金に戻る
4. 融資ではなく債権譲渡プランなので CIC(個人信用情報)に登録されない	4. 顧問税理士が猛反対するケースがある

12. 「役員貸付金一撃解消プラン」過去の主な成功事例

20年間～で100社超の「役員貸付金問題」を解決。主な事例を紹介。

プラン実行年	業種	発生経緯	清算金額	清算後	紹介者等
2001年	医療法人	娘2人の学費	約3,000万円	格付け改善 資金調達力向上	竹内信金時代顧客
2008年	機材レンタル業	代表者への貸付金 (FX等)	約35,000万円	粉飾決算書適正化 ※今は無理です	税理士事務所
2010年	ソフトウェア開発	関連会社への貸付金	約30,000万円	シンジケート ローンOKに	メガバンク担当者 からの依頼
2013年	印刷業	代表者への貸付金	約2,400万円	格付け改善 資金調達力向上	中小企業診断士 (元信金支店長)
2014年	金属加工業	代表者への貸付金 (国税への追徴金)	約24,000万円	格付け改善 資金調達力向上	地銀担当者からの依頼
2020年	1級建築士事務所	代表者への貸付金	約4,000万円	資金調達が叶う	FP1のHP問い合わせ
2021年	建設業	代表者への貸付金 (先代からの相続含む)	約9,000万円	資金調達が叶う	FP1のHP問い合わせ

➡ 過去税理士事務所からの紹介が一番多いが、金融機関から解決を依頼されて取り組んだ事例もあり

13. 役員貸付金一撃解消プラン申請に必要な主な書類と審査

<申請に必要な主な書類>

1. 直近3期の決算書(別表・勘定科目等一式)
2. 試算表(決算から4か月以上経過している場合)
3. 直近の年収を証する源泉徴収票もしくは確定申告書
4. 定款
5. 保険設計書(保険会社・代理店が用意)
6. リース会社所定の申込書
7. 決算書より多い金額の清算や決算書に載っていない場合、顧問税理士の確認書
※申請の最低金額は2,000万円～ 申請書をお預かりしてから実行まで2か月

<審査の基準(否決になるケース・難しいケース)>

1. 風営法業種は申請不可 医療法人は平成19年3月以前の設立であること
2. 債務超過は不可(直近の決算書および試算表で債務超過でないことが要件)
3. 役員報酬が少なく返済能力がないと報酬増額要
⇒目安として3,000万円を10年返済なら年収で1,080万円、
※3,000万円以上の解消プランの場合20年まで返済期間検討可
4. 納税証明書その3の3が発行できない(納税猶予も含む)・社会保険料の滞納

14. まとめ

①役員貸付金で金融機関から指摘され
融資の獲得に苦慮している方は要検討

②役員貸付金解消プランで
金融機関の格付け改善・資金調達力UPにつながる

③単なる役員貸付金の清算と返済ではなく万が一の死亡保障があり
返済が終われば運転資金や退職金の原資となる

④2023年3月現在取り扱いリース会社わずか1社。解決したいなら早急に